

長久手市乳児等通園支援事業の認可の手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15に規定する乳児等通園支援事業を行おうとする者に係る認可（以下「認可」という。）の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可等の基準)

第2条 認可の基準は、法、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営府令」という。）、長久手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年長久手市条例第36号。以下「設備運営条例」という。）、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（令和7年2月12日付こ成保発第120号子ども家庭庁成育局長通知）、乳児等通園支援事業の認可等について（令和7年2月26日付こ成保発第154号子ども家庭庁成育局長通知）、こども誰でも通園制度の実施に関する手引（こども家庭庁発行）及び別紙長久手市乳児等通園支援事業の認可に係る審査基準その他関係法令等に定めるところによる。

(認可の申請)

第3条 認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第34条の15の規定に基づき、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に、当該申請が前条で定める基準に適合していることを証する書類を添付して市長に申請をしなければならない。なお、当該申請の前に申請者と市で事前に協議をすることができる。

(認可の決定等の通知)

第4条 市長は、前条の認可を決定する場合は、乳児等通園支援事業設置認可決定通知書（様式第2号）を、認可を却下する場合は

乳児等通園支援事業設置認可却下通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

（認可内容の変更）

第5条 前条の規定により認可の決定を受けた者（以下「認可事業者」という。）が、その申請に際して届け出た内容について変更がある場合は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の36第3項及び第4項の規定に基づき、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、乳児等通園支援事業者認可変更承認・却下通知書（様式第5号）を認可事業者に通知する。

（事業の休廃止）

第6条 乳児等通園支援事業を休止又は廃止をしようとする認可事業者は、法第34条の15第7項の規定に基づき、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、乳児等通園支援事業休止・廃止承認通知書（様式第7号）を、不相当と認めた場合は、乳児等通園支援事業休止・廃止却下通知書（様式第8号）を認可事業者に通知するものとする。

（立入調査及び報告等）

第7条 市長は、法第34条の17の規定に基づき、必要があると認められるときは、認可事業者に対して報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類等を調査等させることができる。

2 市長は、法第34条の17の規定に基づき、認可事業者に対して、適正な運営を確保するため指導及び改善勧告（以下「指導等」という。）を行うことができる。

3 市長は、前項の指導等を行ったときは、事後適当な時期に報告を求め、又は立入調査等を行い、改善を確認することができる。

4 認可事業者は、施設の管理下において、利用乳幼児の死亡、重傷事故、救急搬送、食中毒及び虐待等の重大な事案があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(事業の制限又は停止の命令の通知)

第8条 市長は、法第34条の17の規定に基づき、事業の制限又は停止を命ずるときは、乳児等通園支援事業制限・停止命令書(様式第9号)により認可事業者へ通知するものとする。

(認可の取消しの通知)

第9条 市長は、法第58条第2項の規定に基づき、認可を取り消すときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書(様式第10号)により認可事業者へ通知するものとする。

(情報通信技術の利用)

第10条 第3条から第10条までに定める申請書等の様式は、市が指定する情報通信技術を利用したシステムによる申請等で代えることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認可の手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長久手市乳児等通園支援事業の認可に係る審査基準

(経済的基礎)

第1条 法第34条の15第3項第1号に規定する経済的基礎とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の物件について、所有権を有していること又は賃借物件の場合にあっては賃借期間が10年以上又はそれと同等と認められること。
- (2) 事業資金については、年間事業費の6分の1以上に相当する資金を普通預金及び当座預金等により保有していること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き中の事業者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続き中の事業者でないこと。

(社会的信望)

第2条 法第34条の15第3項第2号に規定する社会的信望とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 長久手市暴力団排除条例(平成25年条例第27号)第2条第1号から第2号に規定する暴力団等と関係がないこと。
- (2) 各種税(法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等)を滞納していないこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、各種法令等を遵守し、申請主体の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できることが見込まれるとともに、行政機関や関係者と連携協力して適切に乳児等通園支援事業を運営することが見込まれること。

(非常災害対策)

第3条 設備運営条例第3条に基づく設備運営府令第6条第1項に規定する非常災害に対する具体的計画には、同項に規定する訓練その他非常災害時における乳児等通園支援事業の対応等について定めること。

(職員の知識及び技能の向上等)

第4条 設備運営条例第3条に基づく設備運営府令第10条第2項に規定する研修の機会の確保は、職員に対する研修の実施時期とその内容、職員同士の意見交換の場の設置に関する計画等を作成し実施すること。

(食中毒防止)

第5条 設備運営条例第3条に基づく設備運営府令第14条第1項に規定する必要な措置は、「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等を参考にし、食材の搬入・調理・保管等に当たっては食中毒防止に十分配慮すること。

(苦情への対応)

第6条 設備運営条例第3条に基づく設備運営府令第19条第1項に規定する措置は、次に掲げる事項に関する規程等を整備すること。

(1) 苦情受付担当、苦情解決責任者その他苦情解決体制

(2) 苦情解決のための手続き

(3) 前2号に係る利用乳幼児の保護者及び事業所職員等に対する周知方法

2 苦情の公正な解決を図るため、苦情解決に当たっては、その事業所の職員以外の者(以下「第三者委員」という。)を関与させること。

3 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによること。

(乳児等通園支援の内容等)

第7条 設備運営条例第3条に基づく設備運営府令第23条に規定する乳児等通園支援の提供に当たっては、次に掲げる計画を作成し、これに沿って実施すること。

(1) こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画

(2) 一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画

(保護者との連絡)

第8条 設備運営条例第3条に基づく設備運営府令第24条に規定する保護者との連絡は、その方法及び頻度等が利用者との契約等において定めること。